

新旧対照表

○神奈川障害者職業能力開発校運営規則

新	旧
<p>(入校等の手続) 第5条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、普通課程の普通職業訓練又は短期課程の普通職業訓練（労働者の有する職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識の程度に応じてその職業に必要な技能及びこれに関する知識を追加して習得させるための訓練を除く。以下この項において同じ。）を受けるため職業能力開発校へ入校しようとする者は、医師の診断書（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条第1項に規定する精神障害者を対象とする普通課程の普通職業訓練又は短期課程の普通職業訓練（第7条第1項において「精神障害者対象訓練」という。）を受けるため職業能力開発校へ入校しようとする者にあつては、医師の診断書及び校長が知事の承認を得て定める書類）を添付しなければならない。</p>	<p>(入校等の手続) 第5条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、普通課程の普通職業訓練又は短期課程の普通職業訓練（労働者の有する職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識の程度に応じてその職業に必要な技能及びこれに関する知識を追加して習得させるための訓練を除く。以下この項において同じ。）を受けるため職業能力開発校へ入校しようとする者は、医師の診断書（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者を対象とする普通課程の普通職業訓練又は短期課程の普通職業訓練（第7条第1項において「精神障害者対象訓練」という。）を受けるため職業能力開発校へ入校しようとする者にあつては、医師の診断書及び校長が知事の承認を得て定める書類）を添付しなければならない。</p>